第62号
受付
27.4.14
小郡三井医師会

福県医発第 110 号（地）
平成 27 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 33 号）が平成 27 年 2 月 23 日に告示され、同月 24 日付けで適用されることに伴い、同日付で厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知された旨、日本医師会を通じて連絡が参りました。

具体的には、「080140 炎症性角化症」に「セクキヌマブ」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細については添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**医療保険・後期高齢者医療担当理事　山下拓郎**
会長　廣瀬真恵

（保 274）
平成 27 年 3 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松本　純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 33 号）が平成 27 年 2 月 23 日に告示され、同月 24 日付けで適用されることに伴い、同日付で厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「080140 炎症性角化症」に「セクキヌマブ」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

＜添付資料＞

１．厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
（厚生労働省告示第 33 号）

２．「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
（平 27.2.24　保医発 0224 第 1 号　厚生労働省保険局医療課長）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働二一）　二
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二二）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同二三）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二四）　五
○建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（国土交通二四七）　五
○建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件（同二四八）　七
○壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（同二四九）　八
○壁等の構造方法を定める件（同二五〇）　八
○特定防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二五一）　一〇
○耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件及びひさしその他これに類するものの構造方法を定める件を廃止する件（同二五二）　一〇
○主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（同二五三）　一一
○ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（同二五四）　一一
○建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（同二五五）　一一
○準耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件（同二五六）　一二
○防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（同二五七）　一二
○特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件（同二五八）　一三
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（同二五九）　一三
○秋田空港の施設について告示した事項に変更があった件（同二六〇）　一三
○仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポートの設置許可申請があった件（同二六一）　一四

〔官庁報告〕

労　働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　一七

公聴会

仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポートの設置に関する公聴会（東京航空局）　一八

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　一九
裁判所
破産、免責関係　二三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、平成二十七年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、押収物還付関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

外用薬名	規格単位	薬価（円）
（ヘ）		
ペビオゲル2.5%	2.5% 1 g	120.90
（ろ）		
ロゼックスゲル0.75%	0.75% 1 g	101.40

○厚生労働省告示第三十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1413及び1414の項中

なし	ウステキヌマブ（インフリキシマブ（アダリムマブなし

を

なし	ウステキヌマブ（インフリキシマブ（リムマブなし

に改める。

○厚生労働省告示第三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表1の1の項中「昭和35年法律第145号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同表の16の項を次のように改める。

16	パクリタキセル（旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成24年9月6日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
	パクリタキセル（アルブミン懸濁型）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年2月21日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認されたもの及び平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、既に承認されたものに限る。）に係るもの	060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
		060020xx99x40x
		060020xx99x41x
		06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
		06007xxx99x41x
		060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
		060020xx99x40x
		060020xx99x41x

別紙1の21の項中「及び」の下に「同年」を加え、同表の31の項を次のように改める。

31	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年11月22日、平成26年9月19日及び同年11月18日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	020180xx97x0x0
		020180xx97x0x1
		020180xx97x1x0
		020180xx97x1x1
		020180xx99xxxx
		020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
		020350xx99xxxx
		100060xxxxxxxx
		100070xxxxxxxx
		100080xxxxxx0x
		100080xxxxxx1x

保医発０２２４第１号
平成２７年２月２４日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第33号）が平成27年2月23日に告示され、同月24日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年３月19日保医発第0319第４号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図中、「080140 炎症性角化症」を別紙１のとおり改め、診断群分類定義表中、「080140 炎症性角化症」を別紙２のとおり改める。

２．改正の概要について

「080140 炎症性角化症」のうち、手術・処置等２の３に「セクキヌマブ」を追加する。

別紙１

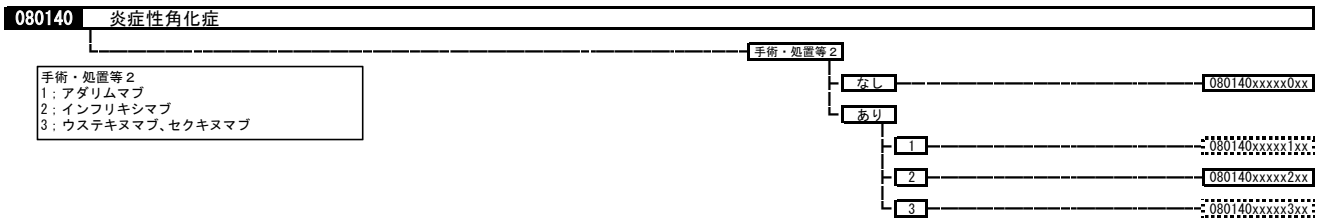
080140 炎症性角化症
手術・処置等２
1：アダリムマブ
2：インフリキシマブ
3：ウステキヌマブ、セクキヌマブ
手術・処置等２
なし
080140xxxxx0xx
あり
1
080140xxxxx1xx
2
080140xxxxx2xx
3
080140xxxxx3xx

別紙2

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重			手術					手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等	
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
08	0140	炎症性角化症	（略）	（略）				（略）	（略）		（略）						3	10	ウステキヌマブ							
																	3	10	セクキヌマブ							
																	2	9	インフリキシマブ							
																	1	8	アダリムマブ							